

傍聴される皆様へ

傍聴に当たっては、次の事項を遵守してください。

- 1 議場に入らないこと。
- 2 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- 4 はち巻や腕章をするなど、示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと（病気などの場合は職員に申し出てください。）。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 許可を得ることなく、写真、映画等を撮影し、又は録音をしないこと。
- 10 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
- 11 傍聴の参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読しないこと。
- 12 傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を受付へ返却すること。

その他職員の指示には従ってください。従わないときは、退場させ、又は警察官に引き渡すことがあります。